平成２３年（フ）第１９０９号
神奈川県綾瀬市小園955番地１　原マンション503
債務者　越地　美昌
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５０号
横浜市港南区大久保１丁目16番13号　レオパレスはなみずき102
債務者　佐藤　久春
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５２号
神奈川県藤沢市石川４丁目15―１　ＮＰＯニューライフ湘南台寮、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目25番20―302号
債務者　中嶋　信義
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目25番20―302号
債務者　中嶋　キミ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３３３号
横浜市港北区鳥山町620番地１　藤和新横浜コープ306
債務者　田村　修一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５０号
横浜市南区中村町４丁目290番地８　小野間方
債務者　豊田　真治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８７号
横浜市栄区公田町740番地　31棟101号
債務者　上原　茂樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１２号
横浜市鶴見区駒岡１丁目19番Ａ―206号
債務者　石塚　和昭
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３３号
神奈川県大和市下鶴間291番地１　レサージュつきみ野303号
債務者　原田　圭一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９０号
横浜市鶴見区矢向６丁目12番21号　レオパレス矢向102号
債務者　和田　良祐
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４３号
熊本県荒尾市川登1848番地６
破産者　岸川　好惠
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１号
石川県輪島市河井町24部１番地６
破産者　宮地　　治
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。　金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１５０３号
横浜市戸塚区汲沢１丁目23番16―１号
破産者　島村　弘志
1　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
2　一般調査期日　平成23年11月22日午前10時50分
平成23年９月29日　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５３号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目183番地　パレス鳥居松501号
破産者　柴垣　　諭
1　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
2　一般調査期日　平成23年11月25日午前10時30分
平成23年９月28日　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５１０号
堺市北区東浅香山町１丁256　国際マンション27号、住民票上の住所大阪市東住吉区鷹合１丁目11番16号
破産者　坂下　峰利
1　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
2　一般調査期日　平成23年11月28日午後３時30分
平成23年９月28日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３５０号
大阪府大阪市淀川区西中島５丁目４番33号辰野新大阪第三ビル
破産者　株式会社三優
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月14日午後３時
平成23年９月29日　大阪地方裁判所第６民事部